

連載④
内海善雄の
(ITU前事務総局長)
やぶ睨み
「ネット社会」論

「諸国民の公正と信義に信頼」する日本

最近話題になっている元CIA職員スノーデン氏が暴露した米政府による諜報活動は、多くの日本人にとっては驚きであったと思う。「平和な民主主義国家はスパイ活動など行わない」というのが日本人の一般的な認識である。ましてや、正義の味方、米国が、しかも同盟国のEU諸国や日本政府に対しても組織的な諜報活動を行っていたというのだから、おおかたの人にとっては驚愕だったと思う。

人権国は少数派

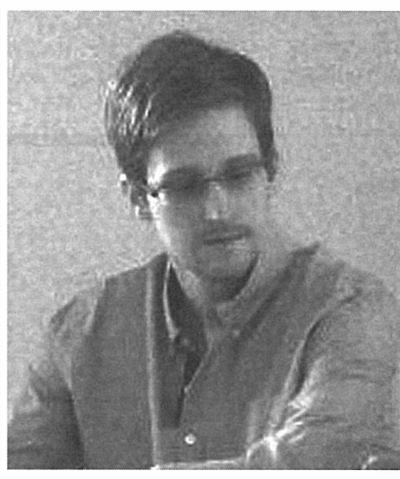
日本に比べて西欧ではプライバシーが尊重されていると思いがちである。たしかに、障子とふすまの日本家屋での習慣と、生まれた時から個室で育つ西欧家屋での習慣の違いは大きい。個人情報保護法も、日本では、欧米に何年

とはできない」とだけしか規定していない。すなわち、米国では通信の秘密や検閲の禁止は憲法上は保障されていないのである。9・11のテロ事件以降、これらの人権が大幅に制限されていることは周知のとおりである。

目くそ、鼻くそを笑う

米政府は、中国からのハッカー行為によりコンピュータ・サイトの安全が脅かされ、通信内容なども窃取されていると中国政府に再三抗議してきた。最近のオバマ大統領と習主席との米中首脳会議でもこのことが主要議題の一つであったと報道されている。その米国が自ら組織的なハッカー行為をしていることを暴露されたのだから、米政府にとっては、当惑を通り越し、スノーデン氏は絶対許しがたい存在だろう。

米政府による諜報活動の対象国でもあったEU諸国は、米政府に対して「同盟国に対し



スノーデン氏の行動は多くを教える

も遅れて制定された。憲法で保障されている思想信条の自由や表現の自由、検閲の禁止、また通信の秘密などの人権は、まさに米国によって書かれた新憲法で初めて日本人に与えられたものである。ジュネーブで開催される国連の人権理事会では、米国を中心とする欧米が白馬の騎士となって、独裁国家や中国や北朝鮮などの人権侵害事案を糾弾している。従って日本人が、西欧では民主主義の基礎となる基本的人権、すなわち思想信条の自由や表現の自由、また、そのことを保障するための通信の秘密や検閲の禁止は、フランス革命以降、二百数十年の歴史をもち、完全に定着しているものだと思うのは当然である。

しかし、西欧でこれらが享受できるようになったのは、ドイツのヒトラーやイタリアのムッソリーニ、スペインのフランコ将軍が倒れた第二次世界大戦以降のことである。西欧人の大半は、日本とはほぼ同時期に初めてこれらの人権を得たのである。さらに東欧においては、ベルリンの壁が壊されてから後のことである。

世界を見渡すと、ロシア、中国、アラブ諸国、アフリカ、南米と、いまだに悩ましい国

でスパイ活動をするとはけしからん」と激しく抗議している。ところがその英国も、自国で開催したサミットで各国政府の通信をスパイしていたことを暴露され、また独仏などの諜報機関も米機関に協力していたという。まさに「目くそ、鼻くそを笑う」の類である。しかし、声高に抗議して牽制しない限りは、諜報活動が手を振って継続される。自国の非は棚に上げ、もっぱら相手の非を責めたてることが国益を守ろうとするのは国際社会の常道である。

目くそ、鼻くそを笑う日本

さて、日本政府の対処ぶりであるが、いかにも歯切れが悪い。「外交ルートを通じて事実確認を行っている」との官房長官のコメントであるが、もともとこのようなことに米政府から真実の回答が得られるわけがない。だが一方、多くの機密情報を米政府に依存しているわが国が、米に抗議できる立場でないことも理解できる。

要するに日本国では、憲法で通信の秘密が厳重に守られているので、IC T技術を活用した近代的な諜報活動は、そもそもあり得ず、いわば目や耳を持ってないのだから。したがって、自衛のために他国の情報に頼らざるをえない。ちなみに日本の「通信の秘密」は法律

ばかりである。日本人が人類普遍の原理と考えているこれらの基本的人権が保障されている国家は、実は、ごく最近まで、世界では絶対的な少数派であったし、今も少数派なのである。

米国では、信教・言論・出版・集会の自由は有名な憲法修正第一条により認められている。同条は、一七八九年に連邦憲法に追加され世界で最も早く法制化されたものだが、州政府にも適用されることになったのはおよそ八十年後の一八六八年である。さらに黒人の人権は、一九六四年の公民権法の制定まで待たなければならなかった。これは、日本より実に二十年以上も遅い。

今回問題となった「通信の秘密」は日本では、憲法第二十一条二項において「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と明確に規定されている。しかし、米国憲法修正第一条は「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律、また言論および出版の自由を制限し、または人民の平穩に集会をし、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵す法律を制定するこ

や解釈で、通信「内容」だけではなく、通信行為を行った日時や相手先、時間など、通信に係る周辺事実も含む広い概念で運用されている。犯罪捜査のために裁判所の礼状がある場合に限って、これらの一部が極めて限られた範囲内で緩和される、世界でも稀に見る通信の秘密天国である。したがって、日本では安心してメールが使える。ところが、そのメールを米政府がちゃっかり見ていたというのが今回の暴露である。

日本ではごく当たり前のありがたさも、世界では稀有なことが多い。その典型が憲法九条である。軍隊と戦争を放棄して、もっぱら経済発展のみに力を注ぐことができた。諜報活動をしないう政府もまた、その一例だ。日本は、相手の言を信じ、疑うことを知らない民の国なのである。

しかし、国際社会の冷徹な現実の中で、今後も「諸国民の公正と信義に信頼」（日本国憲法前文）し続けることが本当にできるのだろうか。



内海善雄(うつみ よしお)
1942年香川県高松市生まれ。東大法学部卒。東芝を経て66年郵政省(現総務省)入省。電気通信の自由化など、通信放送政策を長く担当。98年国際電気通信連合(ITU)事務総局長就任。現在は財団法人「海外通信・放送コンサルティング協力」理事長。